

育児休業手当金請求書

組合員が育児休業した場合に支給

【支給期間】子が1歳に達する日まで

《支給期間延長》（パパママ育休プラスに該当する場合1歳は1歳2カ月となります。）

支給期間延長事由の（短-21ページ参照）いずれかに該当する場合は1歳6か月に達する日まで支給期間が延長されます。また、1歳6か月に達した時点で、同事由に該当する場合は、再度申請することにより2歳に達する日まで延長されます。

ただし、当初から1歳を超える育児休業を取得した方は、子が1歳に達する日、または1歳6か月に達する日において※復職の意思があった場合に支給期間の延長ができます。

※「給付を延長しなければならない状態にあることの申立書」（所属所証明）が必要です。

《パパママ育休プラス》

組合員とその配偶者がともに育児休業を取得する場合、配偶者が育児休業に係る子の1歳に達する日以前のいずれかの日において育児休業を取得していれば、その子が1歳2か月に達する日（最長、産後休暇を含めた1年間）まで育児休業手当金が支給されます。

【支給金額】

育児休業をした期間が

180日に達するまでの期間（支給率67%）

1日につき $\frac{\text{標準報酬日額（標準報酬月額）} \times 67/100}{22}$
10円未満【一の位】四捨五入

180日を超える期間（支給率50%）

1日につき $\frac{\text{標準報酬日額（標準報酬月額）} \times 50/100}{22}$
10円未満【一の位】四捨五入

＜支給日額上限＞

雇用保険法の規定により毎年8月に上限額が変わります。

令和5年8月～令和6年7月

180日に達するまでの期間・・・ $15,430 \times 30 \times 67/100 \times 1/22 = 14,097$ 円

180日を超えた期間・・・ $15,430 \times 30 \times 50/100 \times 1/22 = 10,520$ 円

【添付書類】

- ①「辞令の写」又は「育児休業が承認されたことがわかる書類」（育児休業承認請求書の写等）
②育児休業に係る子の生年月日が確認できる書類（母子手帳の写し等。①で確認できる場合は不要。）

《パパママ育休プラスの場合は上記に加え以下の書類が必要となります。》

- ・住民票の写し（組合員の配偶者であることを確認できる書類）
- ・配偶者の「育児休業取扱い通知の写し」

（配偶者が育児休業を取得していることが確認できる書類）

《注意事項》

- ・請求期間に変更が生じたときは「育児休業手当金変更請求書」を提出してください。
- ・報酬の一部が支払われているときは、差額だけが支給されます。【短-24ページ参照】
- ・勤務を要しない日（土・日曜日）については、支給されません。週休日が土・日曜日以外の日と定められている場合は土・日曜日について勤務を要しない日とみなします。

令和5年8月～令和6年7月
 (A') = 15,430円
 (B1') = 14,097円
 (B2') = 10,520円
 ※毎年8月に変更されます。

取得した育児休業期間を記入してください。

育児休業手当金の請求期間を記入してください。(最長1歳の誕生日の前日まで)

育児休業開始から180日迄と180日超に分けて日数を記入してください。
 各月ごと土曜日と日曜日を除いた日数を記入してください。(祝日は日数に含む。)

育児休業手当金請求書 育児休業手当金延長期間請求書
 育児休業手当金変更請求書 育児休業手当金延長期間変更請求書

組合員証 記号 6 0 0 番号	氏名 氏名	生年月日 昭和平成	所在地 〇〇市〇〇市〇〇
組合員 共済 花子	氏名 共済 子太郎	生年月日 令和	性別 続柄 男・女 長男
標準報酬月額 240,000円	休業中の給料の支給 有・無	標準報酬日額 10,917円(A) 15,430円(A')	
育児休業期間 令和〇年8月26日から令和〇年3月31日まで			
育児休業手当の請求期間 令和〇年8月26日から令和〇年6月29日まで			

180日間迄	支給日額 (A) × 67/100 = 7,309円 (B1)	支給日額 (A') × 30 × 67/100 × 1/22 = 14,097円 (B1')
180日間超	支給日額 (A) × 50/100 = 5,455円 (B2)	支給日額 (A') × 30 × 50/100 × 1/22 = 10,520円 (B2')

支給日数	育児休業期間180日間迄の期間 令和〇年8月26日から令和〇年2月21日	育児休業期間180日超 令和〇年2月22日から令和〇年6月29日
合計 (C) + (D)	220日	

請求金額	B1 < B1'、B2 < B2' の場合 支給日額 (B1) × 支給日数 (C) = 935,552円 支給日額 (B2) × 支給日数 (D) = 501,860円 計 1,437,412円	B1 ≥ B1'、B2 ≥ B2' の場合 支給日額 (B1') × 支給日数 (C) = 円 支給日額 (B2') × 支給日数 (D) = 円 計 円
------	---	--

(C) と (D) の合計日数を記入してください。

条件に応じ、どちらか一方に記入してください。

(裏面)

【証明欄】

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの出勤しなかった期間に対して、次の金額の給料を支払ったことを証明する。

令和 年 月 日から	支給割合	報酬月額
令和 年 月 日まで	割	円
令和 年 月 日から	割	円
令和 年 月 日まで	割	円

所属所長 又は 給与事務担当者 職名

【共済組合使用欄】

標準報酬月額	給付日額
× 1/22 × 67/100 =	
× 1/22 × 50/100 =	
(10円未満四捨五入)	(円未満切捨て)
給付日額	給付日数
×	=
給付額	控除額
	給付決定額

育児休業中に給料の支払いがある場合のみ、その給料額を証明してください。

共済組合にて使用しますので記入は不要です。

子 が 1 歳 に 達 す る 日 か ら 1 歳 6 か 月 に 達 す る 日 の 前 日 ま で の 育 児 休 業 期 間 に つ い て 育 児 休 業 手 当 金 が 支 給 さ れ る 支 給 期 間 延 長 事 由 及 び 事 実 確 認 の た め の 確 認 書 類

1 育 児 休 業 に 係 る 子 に つ い て 、 保 育 所 に お け る 保 育 の 実 施 を 希 望 し 、 申 込 み を 行 っ て い る が 、 当 該 子 が 1 歳 に 達 す る 日 後 の 期 間 に つ い て 、 当 面 そ の 実 施 が 行 わ れ な い 場 合 「 市 町 村 が 発 行 し た 保 育 所 の 入 所 不 承 諾 の 通 知 書 な ど 当 面 保 育 所 に お い て 保 育 が 行 わ れ な い 事 実 を 証 明 す る こ と が 可 能 な 書 類 」 (こ こ で い う 保 育 所 は 、 児 童 福 祉 法 第 30 条 に 規 定 す る 保 育 所 を い い 、 い わ ゆ る 無 認 可 保 育 施 設 は こ れ に は 含 ま れ ま せ ぬ 。) 及 び 「 理 由 書 」 (申 し 込 み を 行 っ た 保 育 所 を 希 望 し た 理 由 (自 宅 や 勤 務 地 と の 距 離 ・ そ の 保 育 所 を 選 ぶ だ り 由 等) を 任 意 の 用 紙 に 組 合 員 が 記 入 押 印 し た も の 。)